平成２５年（フ）第３８９号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目24番地の４
債務者　小口　利恵
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９４号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘268番地４　星ケ丘アパート7101号、前住所愛知県岡崎市真福寺町字中ノ坂１番地３　天神山マンションⅡ号館110、前々住所愛知県岡崎市東阿知和町字片坂12番地211
債務者　藤田　直樹
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
愛知県安城市今池町２丁目２番13号　コープ野村新安城南壱番館707
債務者　大滝　由香
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
北海道滝川市緑町３丁目２番20号　緑町コーポ101号室
債務者　小杉　克明
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
北海道滝川市滝の川町西４丁目１番31号
債務者　大槻　　克
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
北海道滝川市滝の川町東２丁目15番４号　滝の川団地261号
債務者　角田　朋美（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
北海道室蘭市幌萌町42番地２
債務者　宮越　力也
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３００号
神奈川県厚木市愛甲２丁目４番20―102号
債務者　松岡　　徹
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８号
新潟県新発田市中曽根町３丁目６番31号
債務者　松本　　亮
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第６３号
新潟県村上市天神岡37番地１　ファミリア村上104
債務者　玉木　聖子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２３４号
愛知県犬山市長者町３丁目172―２　クレール金山Ｅ―202、住民票上の住所岐阜県加茂郡川辺町福島226番地３
債務者　酒井　義昭
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２０７号
香川県木田郡三木町大字平木509番地３　クレシェンドM202号室
債務者　石濵孝太郎
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２号
福岡県大牟田市黄金町１丁目285番地
債務者　安部　信一
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第４４号
福岡県大牟田市東萩尾町435番地12
債務者　口脇とも子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第４８号
福岡県大牟田市大字手鎌1380番地88
債務者　大田黒俊之
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第５１号
福岡県大牟田市大字橘737番地４
債務者　内野とも子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３４号
鹿児島県大島郡伊仙町大字目手久338番地１
債務者　松尾　和樹
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第８１号
北海道小樽市富岡１丁目21番10号
債務者　須藤　壽子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部